

安売りにつられて通ったら・・・

高額な健康食品を売りつけられた



「見守り新鮮情報」より

「粗品がもらえる」「販売員の話が楽しい」などの雰囲気ひかれて店舗に通い、高額な商品を契約させられてしまったという相談が寄せられています。

クーリング・オフ（無条件解約）が可能な場合もありますが、まずは安易にそのような場に行かないことが大切です。

町内でも、10月に「無料で商品がもらえる」「みんな来ているからおいで」などと高齢者を誘う移動販売が行われたという情報が入りました。

高額な商品を購入してしまい困っている方は、消費生活センターにご相談ください。



通信

11月
vol.121

☑ 役場町民課

消費生活センター

☎ 27-1958(直通)

※来所の際は事前にお電話頂けると確実です

不定期連載 子どもとスマホ、インターネットに関する相談事例 第三回

子どもがライブ配信アプリで“投げ銭”!?

【事例】

娘の先月分のスマホ料金が9万円と高額だったので電話会社に問い合わせたら、ライブ配信アプリでの課金だった。

娘に聞くと、好きなアイドルがやっているライブ配信で、応援したい気持ちと、自分の存在に気付いて欲しくて夢中になり“投げ銭”と呼ばれる課金を繰り返したようだ。

(当事者 中学生女子)



「子どもサポート情報」より

ライブ配信アプリとは、ライブ形式の動画を配信したり、視聴することができるサービスを提供しているアプリです。タレントやアイドルのたまごから、一般人が配信者（ライバー）になれるアプリもあります。多くは無料で視聴できますが、ライバーを応援するためのいわゆる“投げ銭”という課金機能もあり、熱中のあまり高額課金をしてしまうケースも出ています。

9月相談受付状況

| 件数 | 主な相談内容 |
|----|--|
| 9件 | 不審なメール・スマートフォン・ワンクリック請求・眼鏡・養老保険・電力・防犯機能付き電話機 |

- スマホ上で使うお金は目に見えないバーチャルなものだけに、現金以上に管理能力が求められます。それはこれからの社会に必要な力です。子ども任せ、親任せにせず、その力を養いあえる関係になりたいですね。
- スマホの利用料金と合わせて請求されるキャリア決済は限度額の設定ができます。保護者のクレジットカードや暗証番号をしっかりと管理しておくなど、もしもの時に高額決済できない仕組みを作ることも大切です。